2022年度

国際医療福祉大学公開講座

講演（2022. 4. 21.）

幸せなら手をたたこう♪
と
患者の権利

～態度に示す生き方を～

早稲田大学名誉教授　木村利人

ジョージタウン大学ケネディ倫理研究所・特任研究員

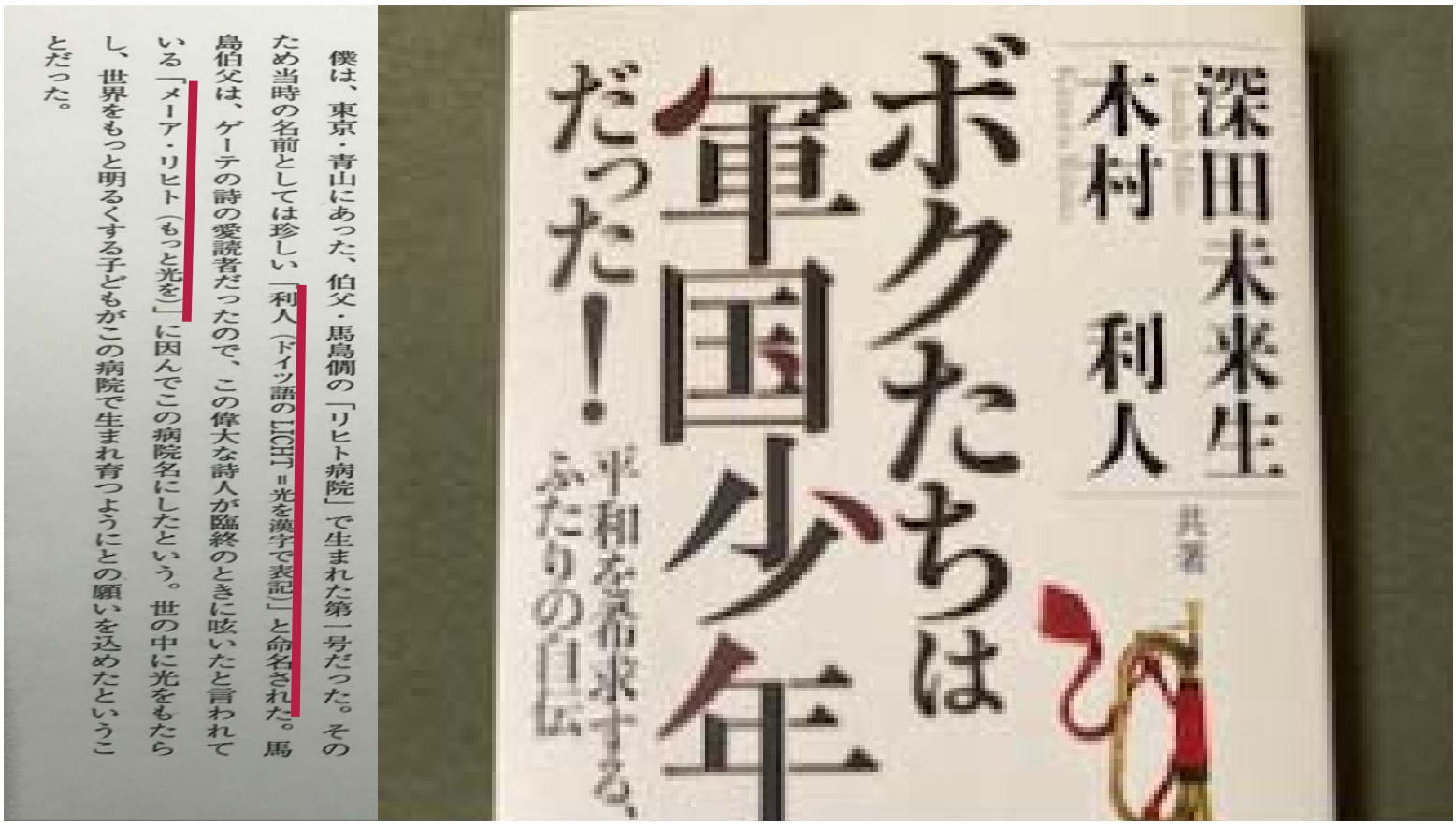

僕は、東京・青山にあった、伯父・馬島倜の「リヒト病院」で生まれた第一号だった。そのため当時の名前としては珍しい「利人（ドイツ語のLICHT＝光を漢字で表記）」と命名された。馬島伯父は、ゲーテの詩の愛読者だったので、この偉大な詩人が臨終のときに呟いたと言われている「メーア・リヒト（もっと光を）」に因んでこの病院名にしたという。世の中に光をもたらし、世界をもっと明るくする子どもがこの病院で生まれ育つようにとの願いを込めたということだった。

自作の模型飛行機の前で

東京都立九段中学校一年生・木村利人

1954年　作並YMCAキャンプ場

1955年7月　サマーキャンプ

VOID

日本国外務大臣

藤山愛一郎

第 279424 号

右の者は日本国民であつて、ワークキャンプ参加のためフィリピンへ（以下余白）赴くから通路故障なく旅行させ且つ必要な保護扶助を与えられるよう、その筋の諸官に要請する。

昭和三十四年 四月十七日

木村利人

VISAS

PHILIPPINE IMMIGRATION SERVICE
Arrived on 4-19 1959
Aboard SAS
Admitted under Sec. 9(a)
of the PHILIPPINE IMMIGRATION Act of 1940, as amended.
59 days
VICTOR A. MANUIT

PHILIPPINE IMMIGRATION
DEPARTURE CONTROL
LEFT ON BOARD Vietnam
DATE June 23 1959
FOR
BENJAMIN DE MESA
INSPECTOR

— 13 —

VISAS

日本国からの出国を証する。
出国年月日 APR. 19, 1959
出国港 HANEDA
入国審査官
（署名）

PASSPORT CONTROL
HONG KONG
No. 19
ARRIVED IN THE COLONY BY
VIET-NA
PERMITTED TO LAND DURING
SHIPS STAY IN PORT.
Date
P. COMMISSIONER OF POLICE.

日本国への帰国を証する。
帰国年月日 JUN. 21, 1959
入国港 YOKOHAMA
入国審査官
（署名）

REPUBLIC
OF THE
PHILIPPINES
BABUYAN-IS
CLAVERIA
LAOAG
TUGUEGARAO
VIGAN
BANGUED
ILAGAN
BANAUE
S.FERNANDO
BAYOMBONG
BAGUIO
DAGUPAN
LINGAYEN
TARLAC
IBA
BALANGA
MANILA
PAGSANJAN
LUZON
LUBANG
MINDORO
CHINA SEA
MAYON VOLCANO
PHILIPPINE
CATANDUANES-I
CATBALOGAN
MASBATE
BILIRAN-I
TACLOBAN
SAMAR
DINAGAT-I
SIARGAO-I
SORSOGON
SEMIRARA-IS
CAPIZ
ILOILO
CALAMIAN-IS
CUYO-IS
TAYTAY
ST JOSE DE BUENAVISTA
BACOLOD
CEBU
LEYTE
SURIGAO

PANGASINAN
BRANCH
YMCA
DAGUPAN CITY

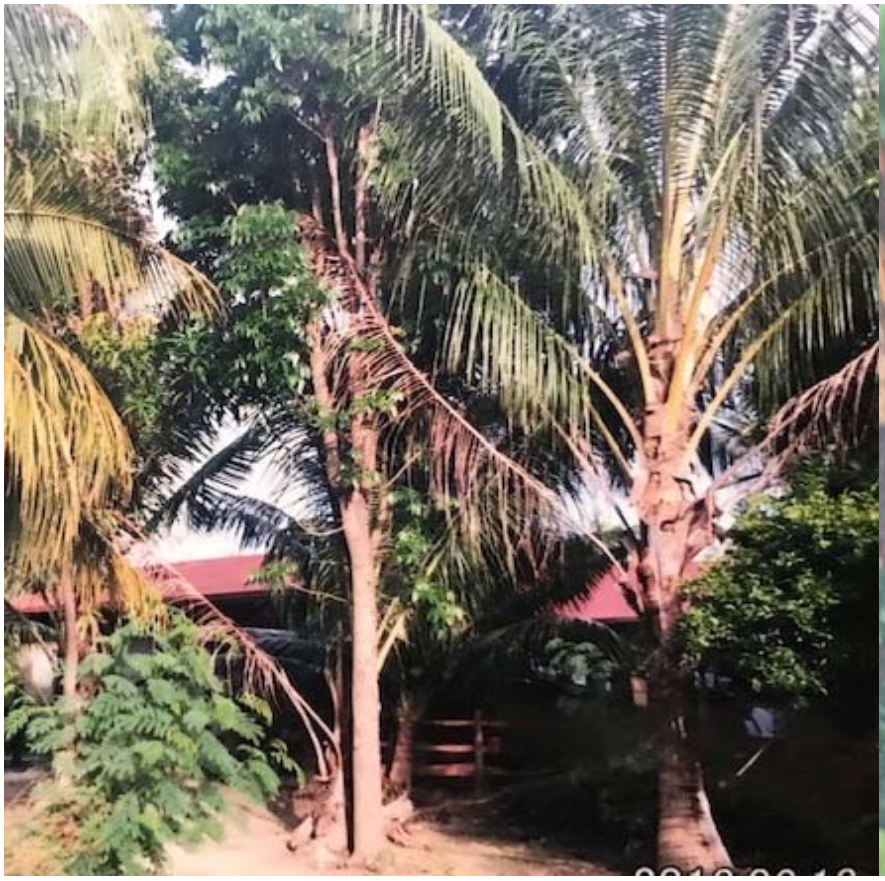

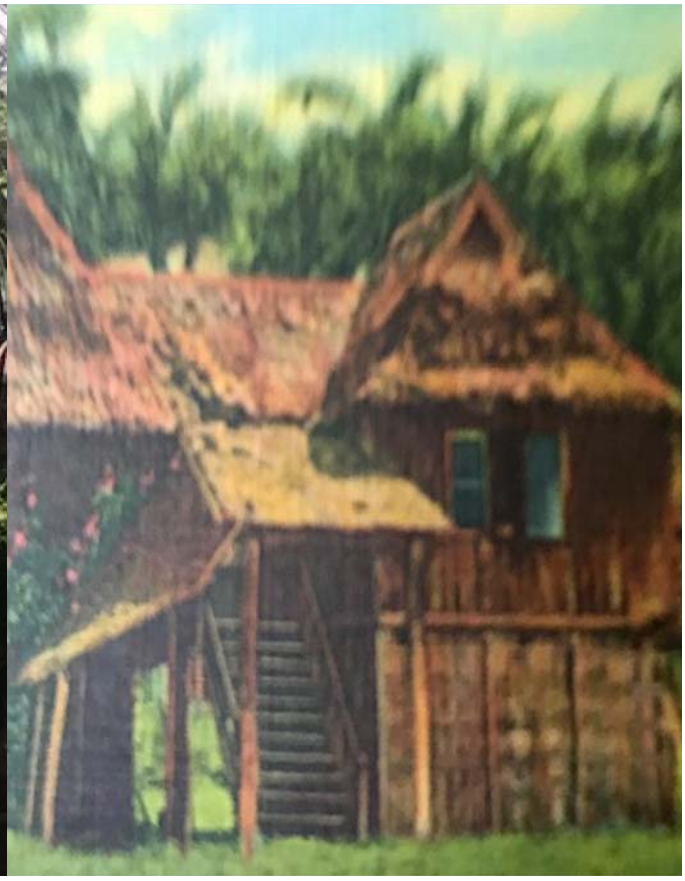

THIS CROSS MARKS THE FINAL RESTING PLACE OF
HONORABLY
OF JAPANESE
THE BODIES WERE RECENTLY
SURVIVOR
FROM WITHIN A NEARBY
INNER DOORS OF PINEWOOD BOX BARS, AND
OUTER DOORS OF IRON PLATE ON WOOD.

昭和三十年　毎日新聞

二人の日本兵を求めて

ルバング救出隊随行記

めて踏査行を試みた。山を越え、谷をわたり、行軍は極限のなかで難行をきわめ基地へたどりついたときには全員ヘトヘトに疲れ果てていた。しかも目ざす日本兵の姿は得られず、またその生存を確認できる何の材料も手にすることができなかった。しかし現地フィリピン警察軍山岳兵や島民できえ踏み入ったことのない奥山への踏査行であり、救出作業に対する日本側の熱意を示したことはフィリピン側に非常な好感を与

平方キロ、ちょうど伊豆大島の二倍ほどのひろさ。

一行は救出隊員三人、PC七人、日本人記者二人、それにUPI、PAAのフィリピン記者、荷物持ちの人夫六人、計二十人の大部隊

●険しい渓谷を一歩々々下る救出隊員●ジャングルの中でマイクを手に呼びかけ

突然左の岬の向うから一隻の小さな機帆船が数々の国旗をなびかせ、ルバング島の二百メートル沖合に現れた。

彼は中の一早大大学院木村利人君ら六人の大学生が、救出隊に協力しようとやってきたのだった。

にわかに人がふえてにぎやかになった。その晩、大学生たちは海岸でキャンプ・ファイヤーをたき、歌をうたって日本兵に呼びかけた。しかし歌声や呼びかけが聞こえたものかどうか。夜は静かに更

バライタンバンのヤシ林で呼びかける隊員

「幸せなら手をたたこう」を作詞

幸せなら 手をたたこう
幸せなら 手をたたこう
幸せなら　態度でしめそうよ！
ほら みんなで 手をたたこう。

曲はパンガシナン民謡（ルーツはスペイン民謡曲）

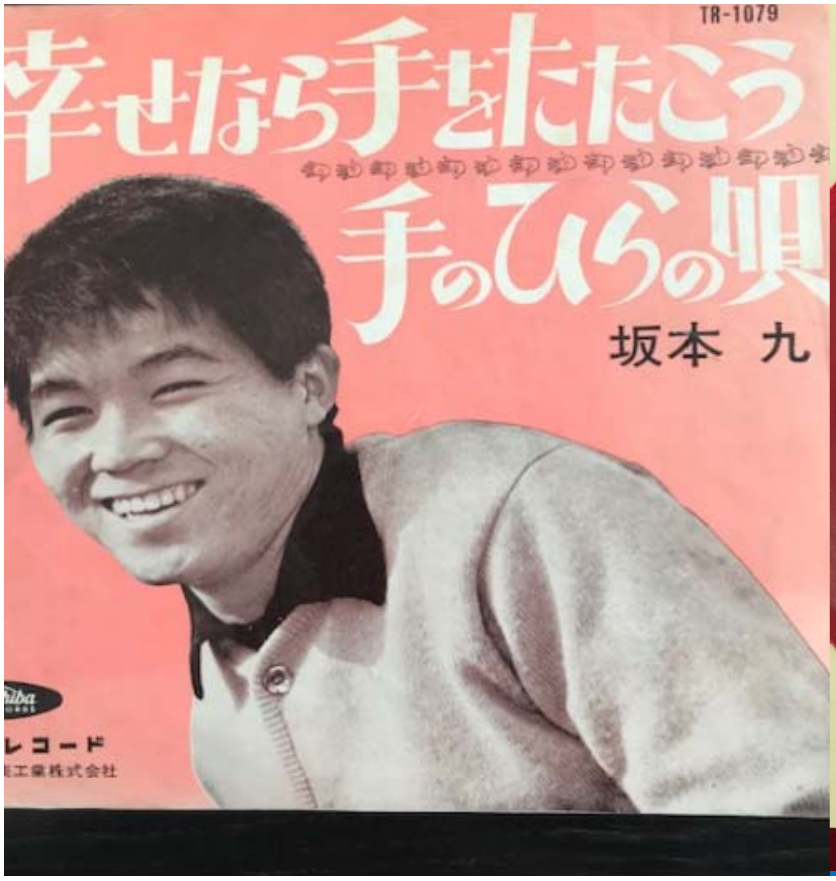

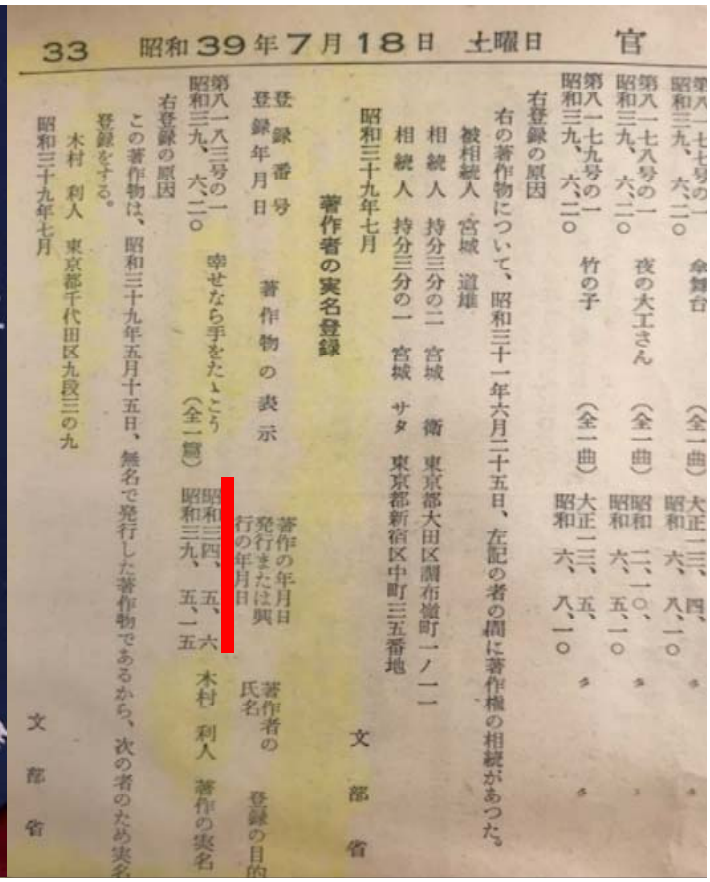

33 昭和39年7月18日 土曜日 官

第八一七七号の一 昭和三九、六、二〇 命舞台 (全一曲) 大正一三、四、 昭和六、八、一〇 〃

第八一七八号の一 昭和三九、六、二〇 夜の大工さん (全一曲) 昭和二、一〇、 昭和六、五、一〇 〃

第八一七九号の一 昭和三九、六、二〇 竹の子 (全一曲) 大正一三、五、 昭和六、八、一〇 〃

右登録の原因

右の著作物について、昭和三十一年六月二十五日、左記の者の間に著作権の相続があつた。

被相続人 宮城 道雄

相続人 持分三分の二 宮城 衛 東京都大田区調布嶺町一ノ一一

相続人 持分三分の一 宮城 サタ 東京都新宿区中町三五番地

昭和三十九年七月

文部省

著作者の実名登録

登録番号	著作物の表示	著作の年月日 発行または興行の年月日	著作者の氏名	登録の目的
第八一八三号の一 昭和三九、六、二〇	幸せなら手をたゝこう (全一篇)	昭和三四、五、六 昭和三九、五、一五	木村 利人	著作の実名

右登録の原因

この著作物は、昭和三十九年五月十五日、無名で発行した著作物であるから、次の者のため実名登録をする。

木村 利人 東京都千代田区九段三の九

昭和三十九年七月

文部省

九ちゃんと作詞者が感激の対面

『幸せなら手をたたこう』大ヒットはこうして生まれた

東南アジアでの戦争の悲劇に直面

～フイリピン・タイ・ベトナムでの体験から～

BIOETHICS（生命倫理）構想の原点（1）

特に1960年代からのベトナムでの、米軍による枯葉作戦地域での遺伝的障害児の出生をもたらした生物化学兵器の被害の現場にいた。

ベトナム戦争後、ダナン枯葉剤障害者センターにて被害者の現状を再確認（2012）

HỘI NẠN NHÂN CHẤT ĐỘC DACAM/DION
TÂM BẢO TRỢ NẠN NHÂN CHẤT ĐỘC DA CA
ENTER SUPPORTING FOR AGENT ORANGE VICTIMS A
ĐT : 0511.3789313*Email:
MỪNG ĐOÀN TÀU HOÀ BÌNH ĐẾN THĂM VÀ GIAO LƯU VỚI NẠN NH
TÂM BẢO TRỢ NNCC DA CAM VÀ TRẺ EM BẤT HẠNH
BOAT TO DA NANG CENTER SUPPORTING F
AND DISADVANTAGED CHILDREN

PEACE BOAT
CHÀO MỪNG
WELCOME

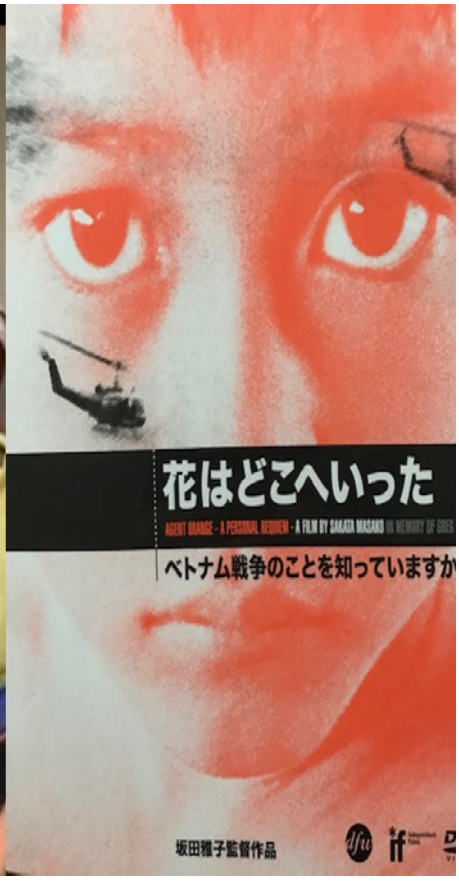
花はどこへいった
AGENT ORANGE - A PERSONAL REQUIEM - A FILM BY SAKATA MASAKO IN MEMORY OF GRES
ベトナム戦争のことを知っていますか
坂田雅子監督作品

BIOETHICS（生命倫理）構想の原点（2）

「いのち」「生命権」　「人権」　「平和」などを
実現するためのグローバルな
「超・学際的学問」としての
「バイオエシックス」を構想

「いのちの公共政策」形成と協働。

BIOETHICS（生命倫理）構想の契機（3）

いのちを専門家に委ねてきた従来の発想を変革、
市民のイニシアテイブと患者としての
「自己決定」の原則を提唱
「いのち」の当事者としての患者中心の医療を構想。
患者の権利・ICを日本で展開。

＜態度に示して主張する＞
ベトナム・日本・アメリカでの発病・手術とIC
父親の肺がん

１９８２年１月号「病院」誌・・・CHALLENGE ！

４０年前（医療側はICへの批判と否定）

日本の医療へのチャレンジ＝患者と医師・病院の在り方の変革を

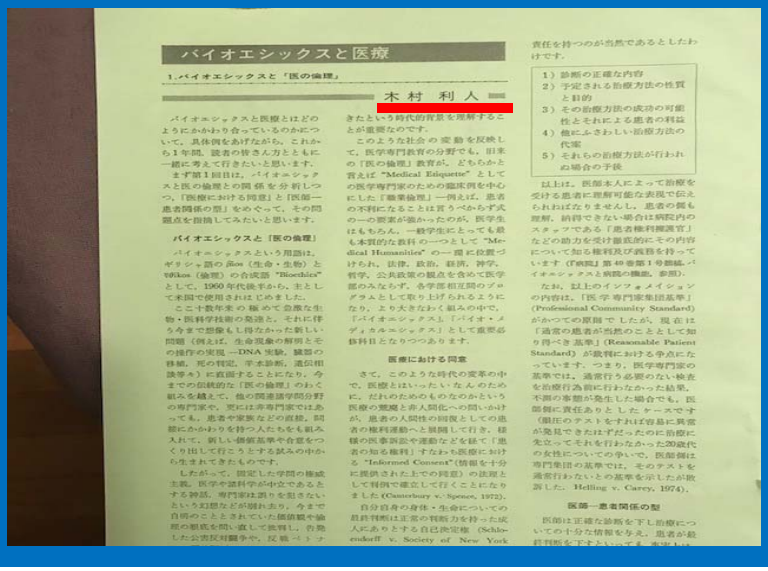

バイオエシックスと医療

1.バイオエシックスと「医の倫理」

木村利人

バイオエシックスと医療とはどのようにかかわり合っているのかについて、具体例をあげながら、これから1年間、読者の皆さん方とともに一緒に考えて行きたいと思います。

まず第1回目は、バイオエシックスと医の倫理との関係を分析しつつ、「医療における同意」と「医師―患者関係の型」をめぐって、その問題点を指摘してみたいと思います。

バイオエシックスと「医の倫理」

バイオエシックスという用語は、ギリシャ語の *Bios*（生命・生物）と *ethikos*（倫理）の合成語 "Bioethics" として、1960年代後半から、主として米国で使用されはじめました。

ここ二十数年来の極めて急激な生物・医科学技術の発達と、それに伴う今まで想像もし得なかった新しい問題（例えば、生命現象の解明とその操作の実現―DNA実験、臓器の移植、死の判定、羊水診断、遺伝相談等々）に直面することになり、今までの伝統的な「医の倫理」のわく組みを越えて、他の関連諸学問分野の専門家や、更には市場専門家ではあっても、患者や家族などの直接、間接にかかわりを持つ人たちをも組み入れて、新しい価値基準や合意をつくり出して行こうとする試みの中から生まれてきたものです。

したがって、固定した学問の体系主義、医学や諸科学が中立であるとする神話、専門家は誤りを犯さないという幻想などが崩れ去り、今まで自明のこととされていた倫理観や倫理の根底を問い直して批判し、告発した公害反対闘争や、反戦ベトナム

責任を持つのが当然であるとしたわけです。

1）診断の正確な内容
2）予定される治療方法の性質と目的
3）その治療方法の成功の可能性とそれによる患者の利益
4）他にふさわしい治療方法の代案
5）それらの治療方法が行われぬ場合の予後

以上は、医師本人によって治療を受ける患者に理解可能な表現で伝えられねばなりません。患者の側も理解、納得できない場合は病院内のスタッフである「患者権利擁護官」などの助力を受け徹底的にその内容について知る権利及び義務を持っています（『病院』第40巻第1号掲載・バイオエシックスと病院の機能、参照）。

なお、以上のインフォメイションの内容は、「医学専門家集団基準」（Professional Community Standard）がかつての原則でしたが、現在は「通常の患者が当然のこととして知り得べき基準」（Reasonable Patient Standard）が裁判における争点にたっています。つまり、医学専門家の基準では、通常行う必要のない検査を治療行為前に行わなかった結果、不測の事態が発生した場合でも、医師側に責任ありとした、ケースで（脳圧のテストをすれば容易に異常が発見できたはずだったのに治療に先立ってそれを行わなかった20歳代の女性についての争い で、医師側は専門集団の基準では、そのテストを通常行わないとの基準を示したが敗訴した。Helling v. Carey, 1974）。

医師―患者関係の型

医師は正確な診断を下し治療についての十分な情報を与え、患者が最終判断を下すようにする

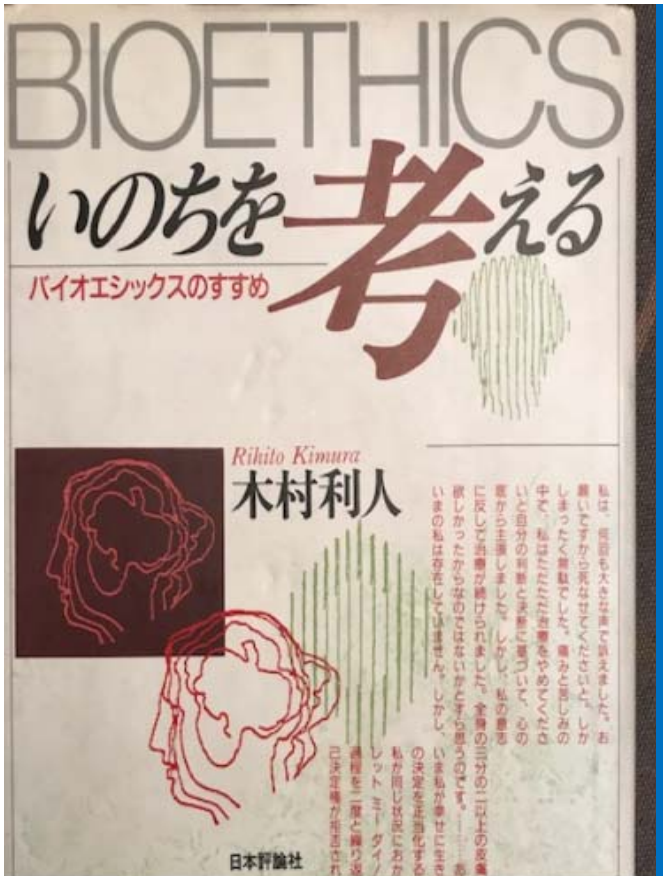

バイオエシックス
Bioethics

いのちを考える

（日本評論社　１９８７）

バイオエシックスの発想と課題

現在・未来を切り拓く
新たな価値観・合意形成（公共政策）を

みんなでつくる

具体的事例：遺伝子組換え、人工妊娠中絶、出生前診断、体外受精・遺伝子操作と出生、臓器移植・いのちの始期・終期と「QOL」、患者の権利、Informed Consent の問題等。

１９９３年１月号「MODERN MEDICINE」誌

朝日新聞社

３０年前　～　現在？　→　未来？

特集　インフォームド・コンセント

米国にみるインフォームド・コンセントの実際

—木村利人・早稲田大学人間科学部教授に聞く—

「インフォームド・コンセント」というこの言葉が，日本でもよく聞かれるようになってきたが，米国では，インフォームド・コンセントの考え方が確立して，すでに20年がたった。米国ではインフォームド・コンセントがなぜ重視され，医療に定着できたのか。また，米国のインフォームド・コンセントの現状はどうなっているのか。1970年代から，世界のバイオエシックスの第一線で活躍を続けている，早稲田大学人間科学部の木村利人教授に語ってもらった。

木村利人　早稲田大学人間科学部教授

東京発医療改革

都立病院の患者権利章典

患者さんは、「患者中心の医療」の理念のもとに、人間としての尊厳を有しながら医療を受ける権利を持っています。また、医療は、患者さんと医療提供者とが互いの信頼関係に基づき、協働してつくり上げていくものであり、患者さんに主体的に参加していただくことが必要です。

都民の生命と健康を守ることを使命とする都立病院は、このような考え方に基づき、ここに「患者権利章典」を制定します。

都立病院は、この「患者権利章典」を守り、患者さんの医療に対する主体的な参加を支援していきます。

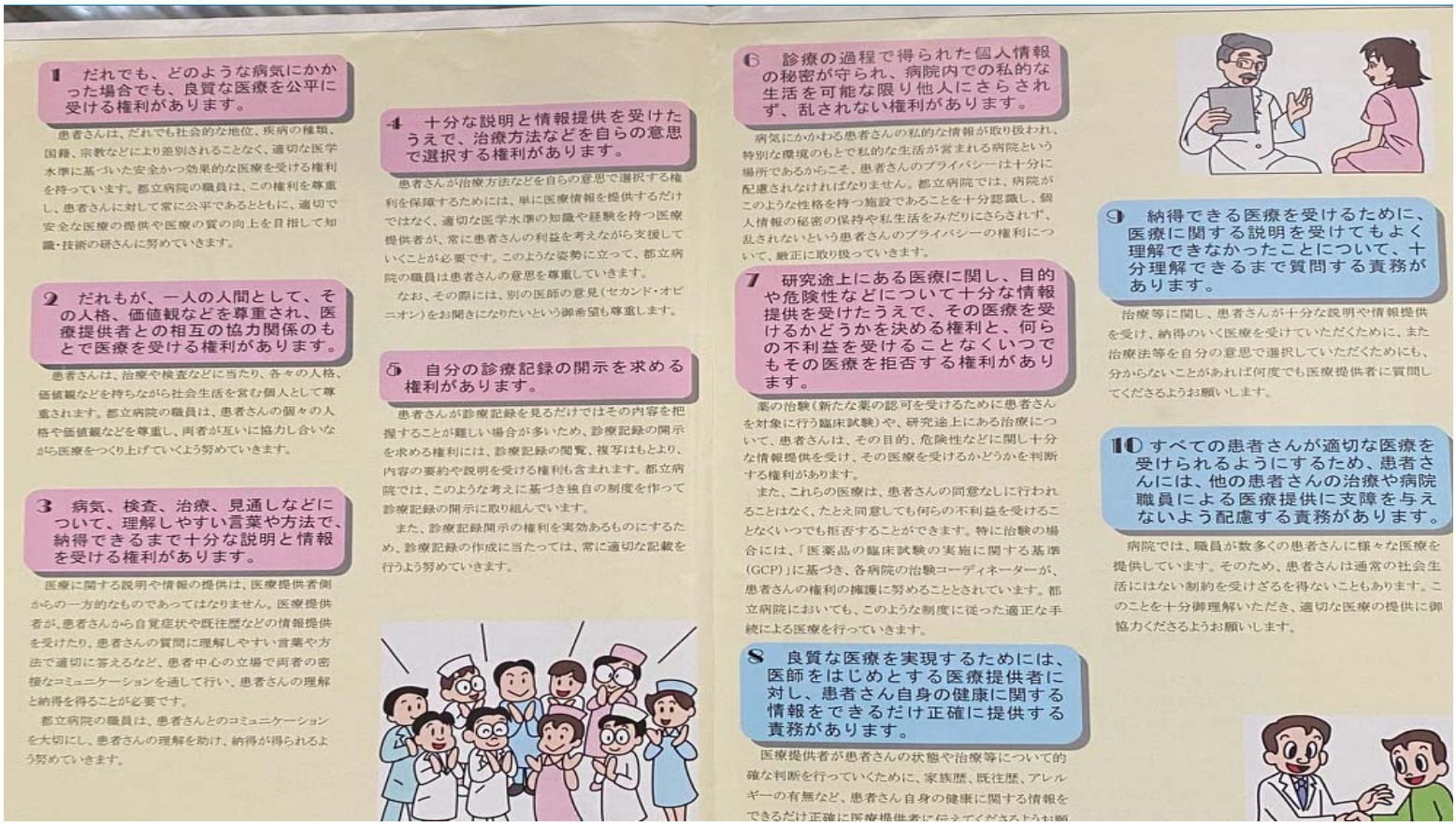

1　だれでも、どのような病気にかかった場合でも、良質な医療を公平に受ける権利があります。

患者さんは、だれでも社会的な地位、疾病の種類、国籍、宗教などにより差別されることなく、適切な医学水準に基づいた安全かつ効果的な医療を受ける権利を持っています。都立病院の職員は、この権利を尊重し、患者さんに対して常に公平であるとともに、適切で安全な医療の提供や医療の質の向上を目指して知識・技術の研さんに努めていきます。

2　だれもが、一人の人間として、その人格、価値観などを尊重され、医療提供者との相互の協力関係のもとで医療を受ける権利があります。

患者さんは、治療や検査などに当たり、各々の人格、価値観などを持ちながら社会生活を営む個人として尊重されます。都立病院の職員は、患者さんの個々の人格や価値観などを尊重し、両者が互いに協力し合いながら医療をつくり上げていくよう努めていきます。

3　病気、検査、治療、見通しなどについて、理解しやすい言葉や方法で、納得できるまで十分な説明と情報を受ける権利があります。

医療に関する説明や情報の提供は、医療提供者側からの一方的なものであってはなりません。医療提供者が、患者さんから自覚症状や既往歴などの情報提供を受けたり、患者さんの質問に理解しやすい言葉や方法で適切に答えるなど、患者中心の立場で両者の密接なコミュニケーションを通して行い、患者さんの理解と納得を得ることが必要です。

都立病院の職員は、患者さんとのコミュニケーションを大切にし、患者さんの理解を助け、納得が得られるよう努めていきます。

4　十分な説明と情報提供を受けたうえで、治療方法などを自らの意思で選択する権利があります。

患者さんが治療方法などを自らの意思で選択する権利を保障するためには、単に医療情報を提供するだけではなく、適切な医学水準の知識や経験を持つ医療提供者が、常に患者さんの利益を考えながら支援していくことが必要です。このような姿勢に立って、都立病院の職員は患者さんの意思を尊重していきます。

なお、その際には、別の医師の意見（セカンド・オピニオン）をお聞きになりたいという御希望も尊重します。

5　自分の診療記録の開示を求める権利があります。

患者さんが診療記録を見るだけではその内容を把握することが難しい場合が多いため、診療記録の開示を求める権利には、診療記録の閲覧、複写はもとより、内容の要約や説明を受ける権利も含まれます。都立病院では、このような考えに基づき独自の制度を作って診療記録の開示に取り組んでいます。

また、診療記録開示の権利を実効あるものにするため、診療記録の作成に当たっては、常に適切な記載を行うよう努めていきます。

6　診療の過程で得られた個人情報の秘密が守られ、病院内での私的な生活を可能な限り他人にさらされず、乱されない権利があります。

病気にかかわる患者さんの私的な情報が取り扱われ、特別な環境のもとで私的な生活が営まれる病院という場所であるからこそ、患者さんのプライバシーは十分に配慮されなければなりません。都立病院では、病院がこのような性格を持つ施設であることを十分認識し、個人情報の秘密の保持や私生活をみだりにさらされず、乱されないという患者さんのプライバシーの権利について、厳正に取り扱っていきます。

7　研究途上にある医療に関し、目的や危険性などについて十分な情報提供を受けたうえで、その医療を受けるかどうかを決める権利と、何らの不利益を受けることなくいつでもその医療を拒否する権利があります。

薬の治験（新たな薬の認可を受けるために患者さんを対象に行う臨床試験）や、研究途上にある治療について、患者さんは、その目的、危険性などに関し十分な情報提供を受け、その医療を受けるかどうかを判断する権利があります。

また、これらの医療は、患者さんの同意なしに行われることはなく、たとえ同意しても何らの不利益を受けることなくいつでも拒否することができます。特に治験の場合には、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準（GCP）」に基づき、各病院の治験コーディネーターが、患者さんの権利の擁護に努めることとされています。都立病院においても、このような制度に従った適正な手続による医療を行っていきます。

8　良質な医療を実現するためには、医師をはじめとする医療提供者に対し、患者さん自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供する責務があります。

医療提供者が患者さんの状態や治療等について的確な判断を行っていくために、家族歴、既往歴、アレルギーの有無など、患者さん自身の健康に関する情報をできるだけ正確に医療提供者に伝えてくださるようお願

9　納得できる医療を受けるために、医療に関する説明を受けてもよく理解できなかったことについて、十分理解できるまで質問する責務があります。

治療等に関し、患者さんが十分な説明や情報提供を受け、納得のいく医療を受けていただくために、また治療法等を自分の意思で選択していただくためにも、分からないことがあれば何度でも医療提供者に質問してくださるようお願いします。

10　すべての患者さんが適切な医療を受けられるようにするため、患者さんには、他の患者さんの治療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう配慮する責務があります。

病院では、職員が数多くの患者さんに様々な医療を提供しています。そのため、患者さんは通常の社会生活にはない制約を受けざるを得ないこともあります。このことを十分御理解いただき、適切な医療の提供に御協力くださるようお願いします。

インフォームド・コンセント

①「真実」：　検査・診断の結果の「真実」を伝える

②「医療処置」：それに基づいての医療処置の提案をする。

③「選択肢」：医療処置の他の選択肢について説明する。

④「Risk・Benefit・予後」：処置に関連して具体的に述べる。

　特に、不慮の事態に至るリスクの可能性は必ず説明する。

⑤「説明と納得」：わかりやすい言葉で説明し、納得を確認する

⑥「情報・決断の共有」：セカンド・オピニオン

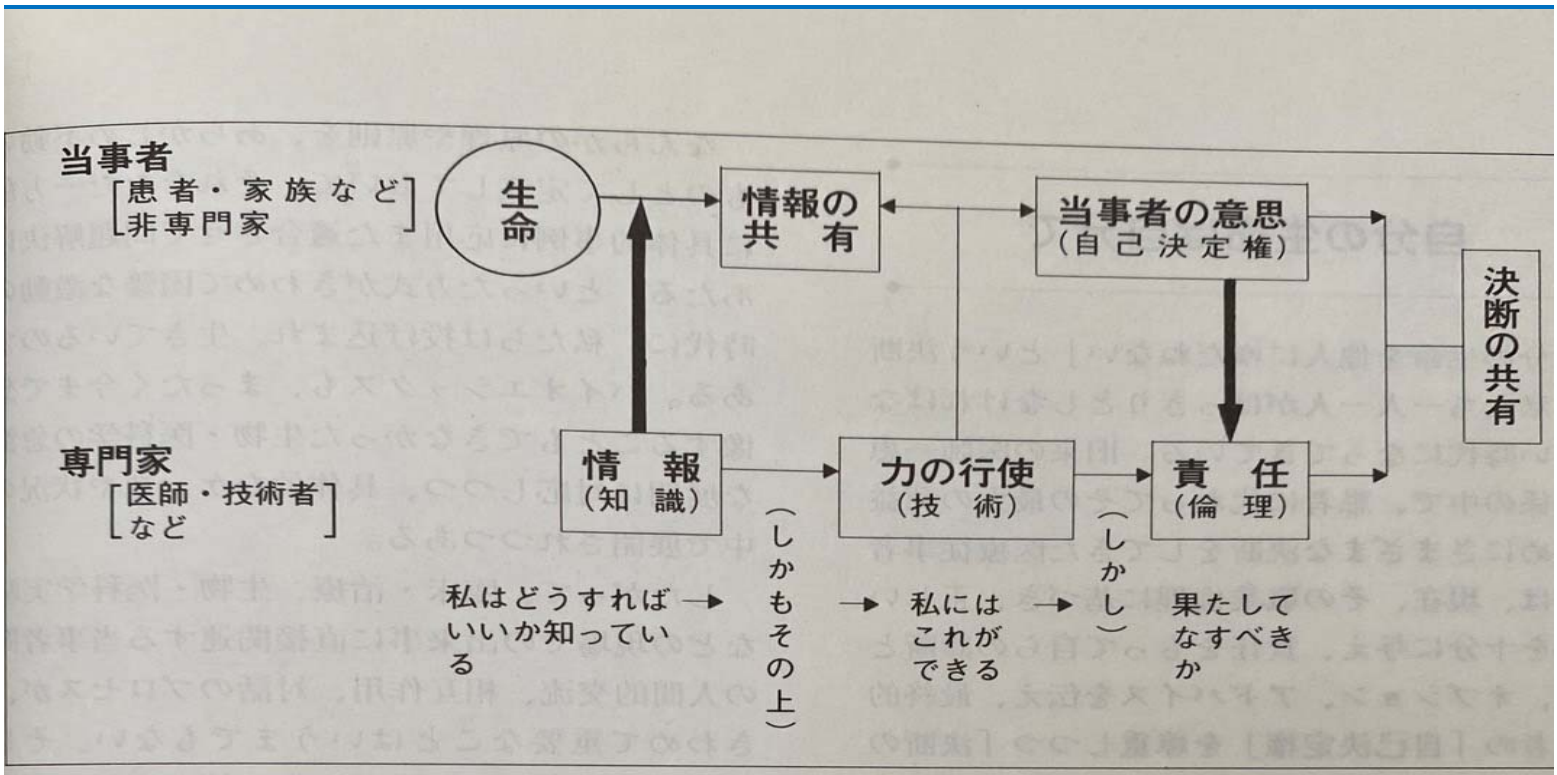

図　情報と決断の共有

初版：2016年：　現在：2020年版

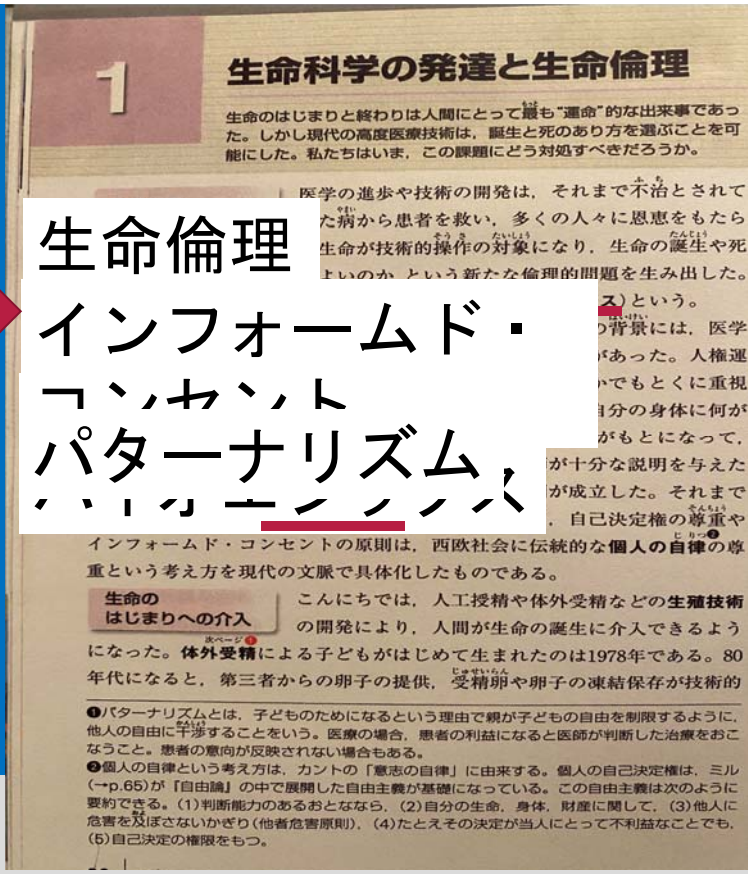

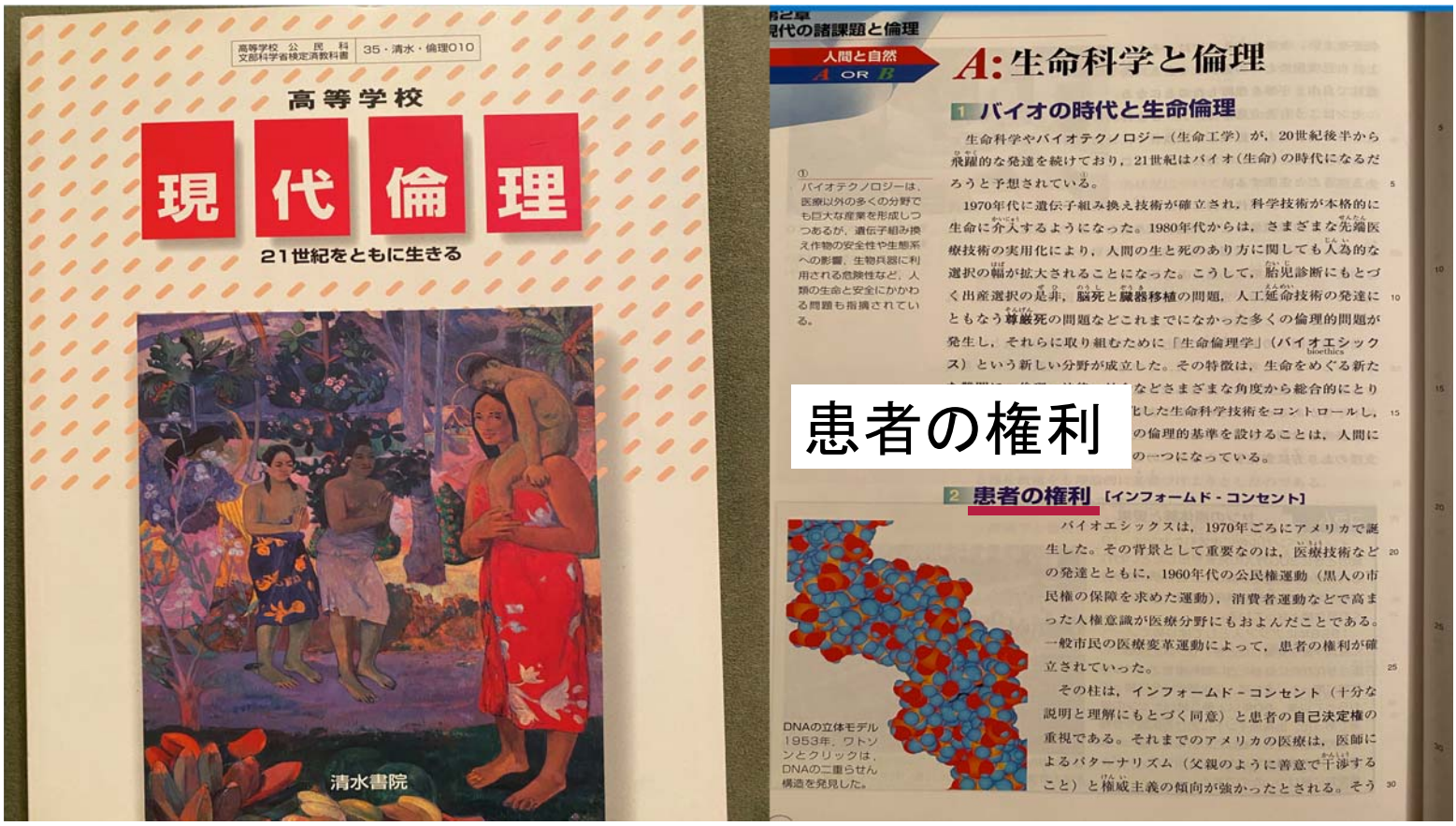

東京大学医学部附属病院

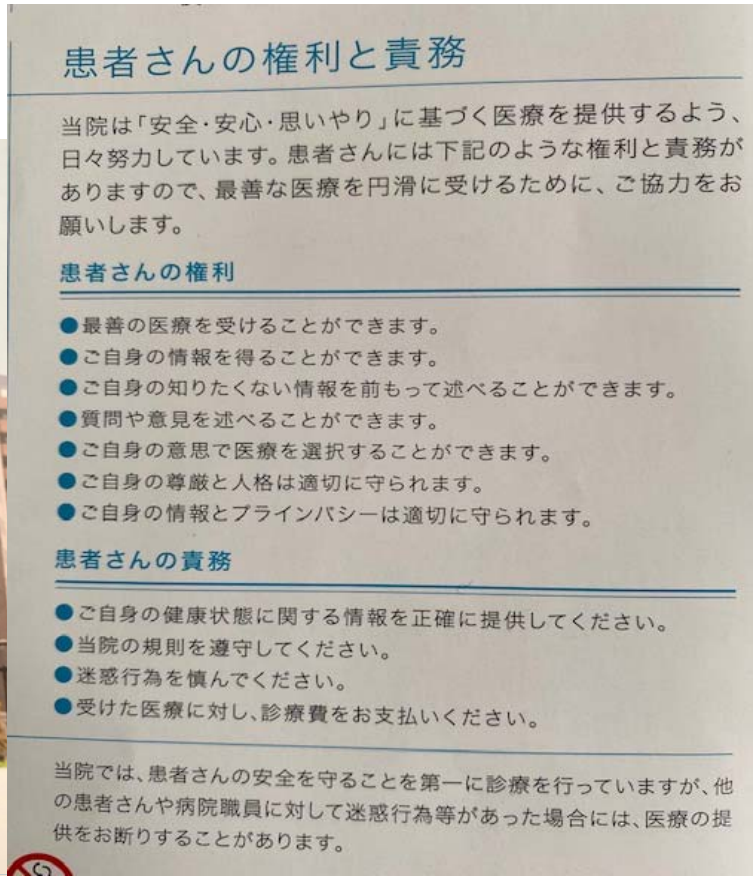

患者さんの権利と責務

当院は「安全・安心・思いやり」に基づく医療を提供するよう、日々努力しています。患者さんには下記のような権利と責務がありますので、最善な医療を円滑に受けるために、ご協力をお願いします。

患者さんの権利

- 最善の医療を受けることができます。
- ご自身の情報を得ることができます。
- ご自身の知りたくない情報を前もって述べることができます。
- 質問や意見を述べることができます。
- ご自身の意思で医療を選択することができます。
- ご自身の尊厳と人格は適切に守られます。
- ご自身の情報とプラインバシーは適切に守られます。

患者さんの責務

- ご自身の健康状態に関する情報を正確に提供してください。
- 当院の規則を遵守してください。
- 迷惑行為を慎んでください。
- 受けた医療に対し、診療費をお支払いください。

当院では、患者さんの安全を守ることを第一に診療を行っていますが、他の患者さんや病院職員に対して迷惑行為等があった場合には、医療の提供をお断りすることがあります。

いのちの未来を、ともに作ろう！

私の人生を方向づけたフィリピンを
２０１３年：５４年ぶりに再訪！

「し・あ・わ・せ」

しあわせを

態度に示す生き方

① 知ること

（歴史的無知の反省）

② 愛すること

（和解と友情）

③ 和/ 輪を作る

（平和）

④ 世界に目を向ける

（国際）

し・あ・わ・せ　を

態度に示して

生きましょう！

ご視聴ありがとうございました。